

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
外務大臣 岸田 文雄 殿

## 自衛隊の武器使用拡大につながる

### 新任務「駆け付け警護」付与の閣議決定に強く抗議する

2016年11月16日  
全国保険医団体連合会  
非核平和部長 永瀬 勉

安倍政権は、11月15日、南スーダンPKO(国連平和維持活動)に参加している陸上自衛隊に「駆けつけ警護」など新任務を付与することを閣議決定した。

新任務付与により、南スーダンPKOに派遣される自衛隊の武器使用が大幅に拡大され、海外で殺し殺される事態を生じさせかねない。

「駆け付け警護」は、憲法9条が禁止している武力行使そのものであり、命を守る医師・歯科医師は、閣議決定に強く抗議する。

10月25日に日本政府が公表した南スーダン派兵に関する「基本的な考え方」で、「7月の衝突事案後も、部隊を撤退させた国はない」と述べている。

しかし、英国、ドイツ、スウェーデン、ヨルダンなどが、7月の戦闘を機に「安全確保」などの理由で文民警官を国外退避させている。

また、安倍首相は「首都ジュバは比較的安定している」との国連の回答を理由に閣議決定を正当化した。

南スーダンでは、政府軍と反政府軍の衝突が続き、内戦状態が悪化、和平合意も事実上崩れている。

安倍首相は、PKO参加の「5原則」を満たさない事態を踏まえず、12月にも紛争地に自衛隊員を派遣し新任務に付かせることを決めた。

リスクを認めながらも、拙速に閣議決定したことは、「武器使用の実績づくり」と言っても過言ではない。憲法を何重にも蹂躪し、国民の命と暮らしを軽んじる暴挙に断固抗議するとともに、日本政府には、ただちに自衛隊を撤退させることを求める。

以上